

## 合併等に伴う入札参加資格の変更について

合併等により入札参加資格に変更があった場合は、以下の書類を提出してください。  
また、申請業種については、有資格者が認定されている業種に限ります。(別表参考)

- ・合併を行った場合(合併新設会社又は合併存続会社を甲、合併消滅会社を乙とする。)
- ・事業譲渡を行った場合(子会社・承継譲受会社又は譲受会社を甲、親会社・承継譲渡会社又は譲渡会社を乙とする。)
- ・分割を行った場合(分割新設会社又は分割承継会社を甲、分割会社を乙とする。)

- ① 建設工事等入札参加資格審査申請書記載事項変更届
  - ② 合併・事業譲渡・分割契約書(協定書)の写し
  - ③ 株主総会議事録(合併・事業譲渡・分割契約書承認に係る記載があるもの)  
の写し(甲及び乙)
  - ④ 定款の写し(甲)
  - ⑤ 商業登記簿謄本の写し(甲)
  - ⑥ 建設業許可通知書(証明書)の写し(甲)
  - ⑦ 法令等で定める登録証明書の写し(甲)
  - ⑧ 審査基準日が合併・事業譲渡・分割日以降である経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し(甲) ※申請日時点において有効な、審査基準日が合併・事業譲渡・分割日直前の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも可
  - ⑨ 財務諸表(合併・事業譲渡・分割登記日の直前1営業年度分の貸借対照表、損益計算表、株主資本等変動計算書)の写し(甲)
  - ⑩ 一般競争(指名競争)参加資格辞退届(乙)
- ※ ⑥及び⑧は建設工事に登録のある場合に提出  
※ ⑦及び⑨は建設工事関連業務に登録のある場合に提出

(別表) 申請業種について

| 存続会社  | 消滅会社  | 申請業種の取扱い   |
|-------|-------|--|
| 有資格業者 | 有資格業者 | 両会社の業種を継続  |
| 有資格業者 | 無資格業者 | 存続会社の業種を継続   |
| 無資格業者 | 有資格業者 | 消滅会社の業種を継続(存続会社が、消滅会社が認定されている業種の建設業許可(建設工事)又は法令等で定める登録証明書(建設工事関連業務)を取得している場合に限る) |